

マイナンバーカードの健康保険証利用開始について

当院では、マイナンバーカードの保険証利用が可能です。

マイナンバーカード利用を希望される方は、受診前に病院受付に設置している「顔認証付きカードリーダー」にて操作を行ってください。

○ 公費負担医療制度をご利用の方

公費負担医療制度をご利用の方は各種証書のご提示は引き続き必要となります。
従来通り窓口にてご提示をお願いします。

○ 顔認証付きカードリーダーの使用方法

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付  **マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を!**

**カンタン
受付!** **カードリーダーに
マイナンバーカードを置いてください**



× カバーあり **○ カバーなし**

○ 縦向き

**顔写真を表にして縦向きに置き、
つきあたりまで押し当ててください**

○ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は **画面の指示に従って操作してください**

 **1** **受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください!**

※万一、カードリーダーにご自身以外の名前が表示された場合は、受付までお知らせください。

○ マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

1. 限度額適用認定証の準備が不要となります。

マイナンバーカードの健康保険証利用 限度額適用認定証の準備が**不要**になりました！



限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

医療機関・薬局に提供される情報は？

患者様本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

2. 特定健診情報・薬剤情報を医師が閲覧できます (ご本人が同意された方のみ)

マイナンバーカードの健康保険証利用で 過去のデータに基づく診療・薬の処方 受けられるようになりました！

顔認証付きカードリーダーで同意をすると、
初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報や
ご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有でき※1、
より多くの情報に基づいた、診療を受けることが可能となります。



患者様の同意のもと医師が閲覧できる情報

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の
情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

メタボ健診とも
呼ばれているよ。

診療/薬剤情報

医療機関を受診した際の診療情報※2 および薬局等で受け取ったお薬の情報※3 です。

※2 医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名（放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療の
うち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流）などが対象です。

※3 注射・点滴等も含む薬剤情報です

同意画面のイメージ ※4

▼特定健診情報

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに
同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

▼診療/薬剤情報

過去の診療・お薬情報を当機関に
提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

※1 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施
機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

※4 同意画面はイメージです。

マイナンバーカード 保険証

検索